

関係各研究機関代表者 殿

独立行政法人日本学術振興会
理事長 安西 祐 一 郎

(印影印刷)

平成29年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（特別研究員奨励費）第6回の
交付内定について（通知）

独立行政法人日本学術振興会（以下、「日本学術振興会」という。）が交付を行う平成29年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）については別紙1の日程により交付内定・交付決定を行います。今回、科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（特別研究員奨励費）について、別添「平成29年度交付内定一覧（「特別研究員奨励費」第6回）」（以下「内定一覧」という。）のとおり交付内定をしましたので通知します。

ついては、内定一覧に基づく審査結果を各研究代表者（外国人特別研究員の受入研究者）に通知するとともに、研究代表者がこれにより補助金の交付を希望する場合には、下記の関係書類を提出してください。

記

I 提出書類及び提出期限

別紙2「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等（平成29年度）」の内容を確認した上で、下記の提出書類を別紙4の方法により取りまとめ、日本学術振興会研究助成第一課（下記II参照）に、それぞれの提出期限までに提出してください。

提出書類	作成者	提出期限（注）
(1) 必ず提出する書類		
① 交付申請書の提出書（様式A-1）	研究機関	11月29日（水）
② 交付申請書（様式A-2-1）	研究代表者	
③ 交付請求書（表紙）（様式A-3）	研究機関	
④ 交付請求書（様式A-4-1）	研究代表者	
(2) 必要に応じ提出する書類		
⑤ 交付申請の辞退届（様式A-7） ⑥ 研究代表者の転出報告書（様式A-8） ⑦ 交付内定後の研究代表者交替願（様式A-9） ⑧ 育児休業等又は病気を理由とする特別研究員の採用中断に伴う交付申請留保届（様式A-10） ⑨ 研究成果報告書未提出者に係る交付申請留保届（様式A-13）	研究機関	11月27日（月）
研究機関が保管する書類		
科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）（外国人特別研究員）の応募等に係る確認書（応募時に提出できなかった場合）	外国人特別研究員	交付申請前の各研究機関で定めた日

II 提出先

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1
独立行政法人日本学術振興会 研究事業部研究助成第一課研究助成第二係
TEL 03-3263-2146, 2148, 1870, 0164 FAX 03-3263-9005

III 電子申請システムによる提出書類の作成について

「特別研究員奨励費」の交付申請手続きについては、電子申請システム等により申請書類の作成を行ってください（別紙5参照）。

各様式については、別紙3「提出書類一覧」のとおり、電子申請システムに入力し作成する書類及び日本学術振興会ホームページ (<https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>) 掲載の様式をダウンロードし作成する書類があります。なお、交付申請書、交付請求書は、電子申請システムにより作成、送信するとともに、出力した書類について、内容の確認、押印等の必要な処理を行った上で提出する必要がありますので御注意ください。

また、提出書類の作成に当たっては、同ホームページにおいて、「科学研究費補助金交付申請書・交付請求書チェックリスト（研究機関用）」を掲載していますので御活用ください。

IV 次年度以降の「交付予定額」について

「内定一覧」に記載している次年度以降の交付予定額については、研究計画の計画的な実施に資することを目的として通知しているものです。

一方、科学研究費補助金は、毎年度、交付申請書に基づき、予算の範囲内において交付するものであり、次年度以降の交付予定額については、予算措置がなされない場合をはじめとして、内定一覧に記載している次年度以降の交付予定額どおり交付しないことがあります。

(参考) 交付予定額どおり交付しないことが考えられる例

- 継続の研究課題について、科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（平成15年10月7日規程第17号）第5条の規定により「科学研究費補助金を交付しない」となった場合
- 継続の研究課題について、平成29年度中に外国人特別研究員の採用期間を短縮した場合

V 留意事項

1. 本年度に適用する補助条件は別紙6のとおりですので、内容を研究代表者に周知するとともに平成29年度における補助条件等の主な変更点（別紙7）について確認してください。
2. 交付申請に当たっては、電子申請システム上で「研究活動の公正性の確保及び適正な研究費の使用について確認・誓約すべき事項」（別紙8）について、研究代表者に確認を求めています。この確認事項において、研究代表者と研究分担者が既に研究倫理教育の受講等を行ったことを確認することとしています。
また、本内容は本会のホームページ (https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/15_hand/index.htm) に掲載していますので、研究代表者の責務として、本内容を研究分担者にも必ず周知し、理解してもらうよう各研究代表者に周知してください。
3. 新規の研究課題については本内定通知日以降に研究を開始し、必要な契約等を行って差し支えありませんので、交付申請を行う各研究代表者に周知願います。必要な経費は、補助金受領後に支出し、又は研究機関等が立て替えて補助金受領後に精算してください。
4. 交付申請書（様式A-2-1）に含まれる個人情報、補助金又は助成金の交付等業務のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）するほか、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に提供するとともに、政府標準利用規約^{*}に準拠して取り扱い、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）に収録し公開する予定です。
※【参考：内閣官房 政府標準利用規約（第2.0版）の概要】
URL：https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/kettei/gl2_betten_1_gaiyou.pdf
5. 交付申請書の提出後から交付決定までの間に研究代表者に異動等があった場合、及び研究代表者を交替する必要がある場合には、速やかに上記Ⅱに連絡してください。
6. 研究代表者（外国人特別研究員の受入研究者）に直接経費の全額を配分してください。（研究分担者（外国人特別研究員）には分担金を配分できません。）
7. 外国人特別研究員の本年度の採用期間について、新規課題は4ヶ月以下、継続課題は2ヶ月以下となる場合、本年度分の補助金の交付を申請することができませんので十分注意してください。
8. 平成29年2月17日付けで文部科学省より関係機関宛に参考2の通知が発出されています。については、貴機関所属の研究代表者及び研究分担者に周知してください。また、貴機関において研究代表者及び研究分担者からの申し出を受ける等により、国際連合安全保障理事会決議第2321号の主文11に該当する可能性のある事実を把握した場合には、前頁Ⅱに報告してください。

(添付書類)

- 別添 「平成29年度交付内定一覧（「特別研究員奨励費」第6回）」
- 別紙1 「平成29年度科学研究費助成事業の交付内定・交付決定の日程（予定）」
- 別紙2 「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等（平成29年度）」
- 別紙3 「提出書類一覧」
- 別紙4 「交付申請書等の取りまとめ方法」
- 別紙5 「科研費電子申請システムを利用した交付申請について」
- 別紙6 「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金研究者使用ルール（補助条件）（平成29年度）」（外国人特別研究員）
- 別紙7 「平成29年度科学研究費助成事業における補助条件等の主な変更点について」
- 別紙8 「研究活動の公正性の確保及び適正な研究費の使用について確認・誓約すべき事項」
- 参考1 「科研費振込口座の開設及び登録（修正）について」
- 参考2 「国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について（依頼）」（平成29年2月17日付け 文部科学省大臣官房国際課長通知）